

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等																																												
【地震編】 全体	西はりま消防本部	西はりま消防組合	西はりま消防組合 ・名称変更																																												
第1編 第3章 第3節 (13P)	第1款 地震 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>M (※1)</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方 不明者(※2)</th> <th>津波</th> <th>最大震度 (※3)</th> <th>最大震度を観測した 観測点(地方)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2016/4/14</td> <td>7.3</td> <td>熊本地震</td> <td>死者 273</td> <td></td> <td>7</td> <td>熊本県益城町</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	M (※1)	地震名	死者・行方 不明者(※2)	津波	最大震度 (※3)	最大震度を観測した 観測点(地方)	(略)							2016/4/14	7.3	熊本地震	死者 273		7	熊本県益城町	第1款 地震 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>M (※1)</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方 不明者(※2)</th> <th>津波</th> <th>最大震度 (※3)</th> <th>最大震度を観測した 観測点(地方)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2016/4/14</td> <td>6.5</td> <td rowspan="2">熊本地震</td> <td rowspan="2">死者 273</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">7</td> <td rowspan="2">熊本県 益城町宮園など</td> </tr> <tr> <td>2016/4/16</td> <td>7.3</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	M (※1)	地震名	死者・行方 不明者(※2)	津波	最大震度 (※3)	最大震度を観測した 観測点(地方)	(略)							2016/4/14	6.5	熊本地震	死者 273		7	熊本県 益城町宮園など	2016/4/16	7.3	神戸地方気象台 ・記録の修正
発生年月日	M (※1)	地震名	死者・行方 不明者(※2)	津波	最大震度 (※3)	最大震度を観測した 観測点(地方)																																									
(略)																																															
2016/4/14	7.3	熊本地震	死者 273		7	熊本県益城町																																									
発生年月日	M (※1)	地震名	死者・行方 不明者(※2)	津波	最大震度 (※3)	最大震度を観測した 観測点(地方)																																									
(略)																																															
2016/4/14	6.5	熊本地震	死者 273		7	熊本県 益城町宮園など																																									
2016/4/16	7.3																																														
第2編 第2章 第8節 (32P)	1 火災予防対策 (1)～(3) (略) (4) 林野火災予防対策 ①～③ (略) ④ 自衛隊の派遣要請 林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については西はりま消防本部において貸与するものとし、(略)	1 火災予防対策 (1)～(3) (略) (4) 林野火災予防対策 ①～③ (略) ④ 自衛隊の派遣要請 林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については西はりま消防組合において可能な範囲で貸与するものとし、(略)	西はりま消防組合 ・資機材の貸与を可能な範囲に修正																																												
第2編 第4章 第3節 (44P)	第3款 一般建築物耐震化の促進 1 住宅耐震診断助成事業 町は、住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の求めに応じて、簡易な診断法で耐震診断を実施する。 [対象建築物] 昭和56年5月以前に着工した住宅 [所有者自己負担] 1割 [事業主体] 町 [負担割合] 残り9割の負担割合 国1/2、県1/4、町1/4 2 住宅耐震診断促進事業 町は、自主防災組織を通じて、住宅の耐震性に関する地域住民の防災意識の高揚、住宅耐震診断助成事業の促進に努める。 (1) 耐震診断助成制度概要パンフレットの作成配布 (2) 耐震診断員への説明会の開催	第3款 一般建築物耐震化の促進 1 簡易耐震診断推進事業 町は、住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の求めに応じて、簡易な診断法で耐震診断を実施する。 [対象建築物] 昭和56年5月以前に着工した住宅 [所有者自己負担] 1割 削除 2 住宅耐震化促進事業 町は、簡易耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅所有者の求めに応じて、住宅耐震化促進事業の各種補助を行う。 (1) 住宅建替工事費補助事業 (2) 住宅耐震改修工事費補助事業 (3) 屋根軽量化工事費補助事業	役場（建設課） ・住宅耐震化促進事業にかかる各種補助事業を追加																																												

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等																																																			
	(3) 自主防災組織リーダー耐震診断研修会への講師派遣	(4) シェルター型工事費補助事業 (5) 防災ベッド等設置補助事業 (6) 簡易耐震改修工事費補助事業 (7) 住宅耐震改修計画策定費補助事業																																																				
第3編 第3章 第2節 (62P～63P)	<p>1 地震情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="378 328 1039 1007"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 大津波警報・津波警報または注意報を発表した場合は発表しない</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 大津波警報・津波警報または注意報を発表した場合は発表しない	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	<p>1 地震情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1095 328 1756 1249"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 大津波警報・津波警報または注意報を発表した場合は発表しない</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 □震度1又は2を観測し「各地の震度に関する情報」を発表する場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名毎を観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・長周期地震動階級1以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 大津波警報・津波警報または注意報を発表した場合は発表しない	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 □震度1又は2を観測し「各地の震度に関する情報」を発表する場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 毎 を観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	神戸地方気象台 ・地震情報にかかる発表基準や内容の変更
地震情報の種類	発表基準	内 容																																																				
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																																																				
震源に関する情報	・震度3以上 大津波警報・津波警報または注意報を発表した場合は発表しない	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																																																				
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																				
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																																																				
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																																																				
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																																				
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																																				
地震情報の種類	発表基準	内 容																																																				
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																																																				
震源に関する情報	・震度3以上 大津波警報・津波警報または注意報を発表した場合は発表しない	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																																																				
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 □震度1又は2を観測し「各地の震度に関する情報」を発表する場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 毎 を観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																				
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。																																																				
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																																																				
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																																				
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																																				
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。																																																				
第3編 第3章 第2節 (63P)	第2款 被害情報の収集（略） また、建設農林対策部及び西はりま消防本部は、パトロール等による被害情報の収集を行い、その情報を総務対策部に報告する。（略）	第2款 被害情報の収集（略） また、建設農林対策部及び西はりま消防 組合佐用消防署 は、パトロール等による被害情報の収集を行い、その情報を総務対策部に報告する。（略）	西はりま消防組合 ・佐用消防署を追加																																																			

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等																																								
第3編 第3章 第2節 (64P)	2 要請・被害情報収集 西はりま消防組合佐用消防署 ・パトロールによる被害情報収集 ・住民等からの <u>緊急通報</u> 等による情報収集 など	2 要請・被害情報収集 西はりま消防組合佐用消防署 ・パトロールによる被害情報収集 ・住民等からの <u>電話</u> 等による情報収集 など	西はりま消防組合 ・文言の修正																																								
【大規模事故等編】 第2編 第2章 第1節 (16P)	第2款 消防力の強化 2（略） また、消防団についても、西はりま消防本部、自主防災組織等との連携強化を図るとともに、消防団員の育成・強化並びに消防団用防災資機材の整備・強化に努める。	第2款 消防力の強化 2（略） また、消防団についても、西はりま消防 組合佐用消防署 、自主防災組織等との連携強化を図るとともに、消防団員の育成・強化並びに消防団用防災資機材の整備・強化に努める。	西はりま消防組合 ・佐用消防署を追加																																								
第2編 第2章 第1節 (16P)	第3款 消火活動への備え 西はりま消防本部、町及び消防団等は、次のとおり消火活動に備える。 1 西はりま消防本部等は、平時より近隣消防機関相互の連携の強化を図る。 2 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、西はりま消防本部との連携の強化に努める。	3款 消火活動への備え 西はりま消防 組合佐用消防署 、町及び消防団等は、次のとおり消火活動に備える。 1 西はりま消防 組合佐用消防署 等は、平時より近隣消防機関相互の連携の強化を図る。 2 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、西はりま消防 組合佐用消防署 との連携の強化に努める。	西はりま消防組合 ・佐用消防署を追加																																								
第3編 第3章 第1節 (37P)	大雪警報の基準は次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">大雪警報等の基準値</th> </tr> <tr> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2"></td> <td>平地 10cm以上 山地 20cm以上 (24時間降雪深)</td> <td>平地 20cm以上 山地 40cm以上 (24時間降雪深)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>陸上20m/s以上（雪を伴う） 海上25m/s以上（雪を伴う）</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td></td> <td>—</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>兵庫南部</td> <td colspan="2">次のいずれかに該当するとき。 ① 積雪の深さ70cm以上あり、降雪の深さ20cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり、最高気温が9℃以上、又は、24時間雨量10mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	地域	大雪警報等の基準値		注意報	警報	大雪		平地 10cm以上 山地 20cm以上 (24時間降雪深)	平地 20cm以上 山地 40cm以上 (24時間降雪深)	—	陸上20m/s以上（雪を伴う） 海上25m/s以上（雪を伴う）	暴風雪		—	同上	なだれ	兵庫南部	次のいずれかに該当するとき。 ① 積雪の深さ70cm以上あり、降雪の深さ20cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり、最高気温が9℃以上、又は、24時間雨量10mm以上		大雪警報の基準は次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">大雪警報等の基準値</th> </tr> <tr> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2"></td> <td>平地 10cm以上 山地 20cm以上 (12時間降雪深)</td> <td>平地 20cm以上 山地 35cm以上 (12時間降雪深)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td></td> <td>—</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>兵庫南部</td> <td colspan="2">次のいずれかに該当するとき。 ① 積雪の深さ70cm以上あり、降雪の深さ20cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり、最高気温が9℃以上、又は、24時間雨量10mm以上 <u>(気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値)</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	地域	大雪警報等の基準値		注意報	警報	大雪		平地 10cm以上 山地 20cm以上 (12時間降雪深)	平地 20cm以上 山地 35cm以上 (12時間降雪深)	—	同上	暴風雪		—	同上	なだれ	兵庫南部	次のいずれかに該当するとき。 ① 積雪の深さ70cm以上あり、降雪の深さ20cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり、最高気温が9℃以上、又は、24時間雨量10mm以上 <u>(気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値)</u>		神戸地方気象台 ・大雪警報の基準の変更
種類	地域			大雪警報等の基準値																																							
		注意報	警報																																								
大雪		平地 10cm以上 山地 20cm以上 (24時間降雪深)	平地 20cm以上 山地 40cm以上 (24時間降雪深)																																								
		—	陸上20m/s以上（雪を伴う） 海上25m/s以上（雪を伴う）																																								
暴風雪		—	同上																																								
なだれ	兵庫南部	次のいずれかに該当するとき。 ① 積雪の深さ70cm以上あり、降雪の深さ20cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり、最高気温が9℃以上、又は、24時間雨量10mm以上																																									
種類	地域	大雪警報等の基準値																																									
		注意報	警報																																								
大雪		平地 10cm以上 山地 20cm以上 (12時間降雪深)	平地 20cm以上 山地 35cm以上 (12時間降雪深)																																								
		—	同上																																								
暴風雪		—	同上																																								
なだれ	兵庫南部	次のいずれかに該当するとき。 ① 積雪の深さ70cm以上あり、降雪の深さ20cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり、最高気温が9℃以上、又は、24時間雨量10mm以上 <u>(気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値)</u>																																									
第3編 第3章 第2節 (37P)	■ 火災警報の基準（兵庫県基準）	■ 火災警報の基準（兵庫県基準）	神戸地方気象台 ・火災警報の基準の変更																																								

項	修正前（素案）	修正後（案）	主な理由等
	<p>神戸地方気象台は、気象状況が以下の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行う。</p> <p>① 実効湿度が兵庫県南部60%以下で、最小相対湿度が40%以下となり、<u>最大風速10m/s以上の風が吹く見込み</u>のとき。</p> <p>② 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。</p>	<p>神戸地方気象台は、気象状況が以下の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行う。</p> <p>① <u>乾燥注意報基準</u> 実効湿度が兵庫県南部60%以下で、最小相対湿度が40%以下となる<u>見込み</u>のとき。</p> <p>② <u>強風注意報基準</u> 平均風速12m/s以上の風が吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。</p>	
<p>第3編 第7章 第3節 (46P)</p>	<p>第3節 高圧ガス事故の応急対策 2 関係機関 (1) (略) (2) 広報活動 町（統括部）及び西はりま消防本部等は、住民等に対して、防災行政無線や広報車等により、被害の状況、注意事項、避難指示等を周知する。</p>	<p>第3節 高圧ガス事故の応急対策 2 関係機関 (1) (略) (2) 広報活動 町（統括部）及び西はりま消防<u>組合佐用消防署</u>等は、住民等に対して、防災行政無線や広報車等により、被害の状況、注意事項、避難指示等を周知する。</p>	<p>西はりま消防組合 ・佐用消防署を明記</p>
<p>第3編 第7章 第3節 (46P)</p>	<p>第4節 火薬類事故応急対策 2 関係機関 (1) (略) (2) 広報活動 町（統括部）及び西はりま消防本部等は、住民等に対して、防災行政無線や広報車等により、被害の状況、注意事項、避難指示等を周知する。</p>	<p>第4節 火薬類事故応急対策 2 関係機関 (1) (略) (2) 広報活動 町（統括部）及び西はりま消防<u>組合佐用消防署</u>等は、住民等に対して、防災行政無線や広報車等により、被害の状況、注意事項、避難指示等を周知する。</p>	<p>西はりま消防組合 ・佐用消防署を明記</p>
<p>第3編 第10章 第1節 (57P)</p>	<p>5 救急・医療活動 (1) 救急活動 ① (略) ② 現場における負傷者等の救出等 ア) モニタリング 事業者等及び西はりま消防本部は、救出に当たってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、<u>救出</u>を行う。 イ) 救出 事業者は、負傷者等を速やかに救出する。 西はりま消防本部は、災害の規模・内容等を<u>考慮</u>の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。(略)</p>	<p>5 救急・医療活動 (1) 救急活動 ① (略) ② 現場における負傷者等の救出等 ア) モニタリング 事業者等及び西はりま消防<u>組合</u>は、救出に当たってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、<u>除染等の活動</u>を行う。 イ) 救出 事業者は、負傷者等を速やかに救出する。 西はりま消防<u>組合</u>は、災害の規模・内容等を<u>関係機関と情報共有した後</u>、必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。(略)</p>	<p>西はりま消防組合 ・文言の修正等</p>